

(仮)多治見市立笠原義務教育学校 整備基本構想(案)

令和3年8月(予定)
多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会

目次

1	基本構想に基づく整備方針	1
	(1)はじめに	1
	(2)総合計画・教育基本計画に基づく小中一貫教育の方針	1
	(3)義務教育学校の教育理念と教育重点	1
	(4)小中一貫教育推進における視点	3
	(5)義務教育学校の学年段階の区切り	3
	(6)義務教育学校における特色ある教育活動	4
2	施設整備の基本的な考え方	8
	(1)整備の基本目標	8
	(2)施設整備計画	10
	(3)建設スケジュール	14
	(4)建設予定地	14
	(5)学校規模	14
	(6)施設の構成	15
3	資料編	17
	(1)多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会議事録	
	(2)多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会中間報告書	
	(3)関係者アンケート結果	

1 基本構想に基づく整備方針

(1)はじめに

義務教育学校が創設される笠原校区は、多治見市の南方に位置し、潮見の森をはじめとした豊かな自然環境に囲まれ、旧来からタイル産業を核として発展してきました。「笠原の子は笠原みんなで育てよう」スローガンのもと、地域一体となったまちづくりを合併前から一貫して実践しており、笠原小中学校は、これら多くの魅力あるまちで地域の子どもたちの学び舎として伝統と歴史を守り今日に至ります。これらの教育資源（地域の人財や資源）を次世代につなげ、子どもたちが地域を誇りに思うとともに、1年生から9年生までの子どもたちが切磋琢磨しながら将来に向かって学び合い育ち合う、地域とともにある学校の具現化に向け、ここに基本構想を策定し、施設等の総合的な整備方針を定めます。

(2)総合計画・教育基本計画に基づく小中一貫教育の方針

多治見市では、第7次多治見市総合計画において「安心して子育て・子育てするまちづくり」を政策の柱の一つに掲げ、学校教育環境の整備により特色ある教育をさらに充実させ、学力、体力、社会性を育むことにより多治見に愛着を持ち、街の財産として将来活躍する「人財」の育成を目指しています。そのための施策の一つとして、従来から幼保小中一貫教育を推進してきた笠原校区において一貫教育の効果をさらに昇華させるため、小中一貫教育校（義務教育学校）の建設を進めることとしています。

また、第2次多治見市教育基本計画においては、目指す子ども像を「自らの力で未来を切り拓き、自立して生きる子ども」「自他の良さや違いを理解し、共生する子ども」とし、その実現のため、教育活動全体を通じて子どもたちが自らの力で様々な課題に挑戦し、自立して生き抜くために必要な「学力・体力・社会性」の成長を図るとともに、共生の基盤となる「自他の良さを認め合える人間性」や「あたたかい人間関係づくり」、「思いやりや支えあいの意識」を育て、自分への小さくとも確かな自信である自己肯定感を育むことを基本施策としています。

(3)義務教育学校の教育理念と教育重点

(仮)多治見市立笠原義務教育学校の教育理念、教育目標、目指す子どもの姿及び教育重点を以下のように定めました。

i 笠原義務教育学校の教育理念

笠原校区がこれまで培ってきた地域一体となった教育を推進すると

ともに、9年間の切れ目のない教育を通して将来の地域の担い手となる人財の育成を目指す。

ii 笠原義務教育学校の教育目標

教育目標は、義務教育学校設立時の学校長によって定められることとなりますが、笠原校区がこれまで培い今後も大事にしていく教育目標は以下のとおり。

- ア 自ら考え まわりの人と力を合わせて 未来を切り開く人間を育む
- イ よく考え 仲間と関わりながら たくましく生活できる
- ウ 豊かな心 求める心 たくましい心

iii 笠原義務教育学校の目指す子どもの姿

ア 前期課程

- ①自分から進んで仲間と関わり合って学ぶ子
- ②誰とでも仲良く協力する子
- ③目標をもち最後まで頑張る子
- ④自分を好きになる子
- ⑤ふるさと笠原が大好きな子
- ⑥やさしく かしこく たくましい子

イ 後期課程

- ①自ら学び 仲間と共に学びを深める子
- ②自分もまわりの人も大切にする子
- ③目標に向かってあきらめずに挑む子
- ④自分のよさを自覚できる子
- ⑤ふるさと笠原を愛し 誇りをもてる子
- ⑥深く考え探求し 豊かな心をもち協力し 心身をたくましく鍛える子

iv 笠原義務教育学校の教育重点

ア 系統的・継続的で一貫した指導の実行

- ①小学校から中学校への接続を緩やかに進める。
- ②小中学校すべての職員が「目指す子どもたちの9年後の姿」を見据え、系統的・継続的で一貫した指導・見守りを行い、子どもたちを皆で育てる。
- ③「英語教育、読書、道徳、学力向上」の4本柱を一貫教育の柱として笠原の伝統となるよう継続する。

イ 人との関わりを重視した豊かな心の育成

- ①幼保を含めた異学年交流や地域の方々との多様な関わりを通して、人としての在り方を学び、自他の違いやよさを理解しながら社会性を育む。
- ②インクルーシブ教育を踏まえた一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導により、人との関わりの中での社会性や自立性を育む。

ウ 地域との連携を重視した教育活動のさらなる推進

- ①地域愛を育み、多様性を理解して他者と共生しながら未来を切り開く力を育む。そのため、9年間を通して、これまで培った英語教育や笠原校区独自の教科を推進することで、問題解決能力と豊かなコミュニケーション能力を育成する。
- ②笠原幼保小中一貫教育推進協議会及びNPO法人「まいて」等地域との連携をより充実させて社会に開かれた教育課程を工夫改善する。

(4) 小中一貫教育推進における視点

(仮) 多治見市立笠原義務教育学校の教育目標を実現するための教育活動を、次に掲げる視点に基づいて推進することとします。

- 視点 i 教育課程の工夫改善
- 視点 ii 教育活動の連続性の確保
- 視点 iii 教職員間の連携・協働
- 視点 iv 家庭・地域との連携・協力

(5) 義務教育学校の学年段階の区切り

前項の4つの視点に基づき、施設一体型の(仮)多治見市立笠原義務教育学校においてその教育効果を最大限に発揮するための学びのステージを次のように区切り、教育活動を実践していくこととします。子どもたちの心身の発達段階を踏まえ、1年生から9年生までを連続性のある3つのステージに分けています。

学年段階の区切りの設定については、義務教育学校設立時の学校長によって定められ、その時々为学校長の判断により変更となることも想定されるため、学年段階の区切りが下記《図例》内、「A:4-2-3」であっても、「B:4-3-2」であっても、「C:5-4」であっても柔軟に対応できることとします。

《図例》(仮) 多治見市立笠原義務教育学校における学びのステージ

前期課程 (1～6年)		後期課程 (7～9年)
第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
学びの基礎をつくる時期	学びを広げる時期	自分の学びを深める時期
繰り返し学習や具体的な操作活動をとおして、義務教育で学ぶ基礎基本を身に付けられるようにします。	学んだ基礎をもとに論理的な思考力や物事を適切に判断する力を身に付けられるようにします。	学習した内容を自分の生き方と関連付けて考え、社会でよりよく生きることができる自己肯定感を育みます。
〈指導形態〉 学級担任制	〈指導形態〉 一部教科担任制	〈指導形態〉 教科担任制
学年段階の区切り (A、B又はC)		
A: 4-2-3	[小1～4] - [小5～6] - [中1～3]	
B: 4-3-2	[小1～4] - [小5～6、中1] - [中2～3]	
C: 5-4	[小1～5] - [小6、中1～3]	

(6) 義務教育学校における特色ある教育活動

一貫性や連続性を重視した指導を行うためには、学校全体での指導体制を整えること、目指す子ども像を共有すること、指導内容や方法をつなぐことが重要です。そこで、小中一貫教育推進の視点に基づき、義務教育学校だからこそ実現できる特色ある教育活動を以下にまとめました。

i 教育課程の工夫改善

＜習熟度別学習の充実＞

児童生徒の理解度や意欲に応じて一部の教科に習熟度別学習を取り入れることで、発展的な学びやつまずきの解消に対応し、個々の児童生徒の能力の伸長を図ります。当該学年の学習内容をさらに深めたい児童生徒には発展的な学習や探究的に進める学習の場とし、より高い目標へ向かう学習意欲の向上を図ります。また、学習内容の理解に課題を抱えている児童生徒には、基礎的・基本的な内容を繰り返し時間をかけて学習する場とし、すべての児童生徒に確かな学力を身に付けられるようにします。

＜教科担任制＞

学習指導をより効果的に行える指導体制の整備・工夫の一つとして、教科担任制が挙げられます。5年生から特定の教科（外国語科、理科、

算数、音楽、図画工作、体育等)において教科担任制とし、専門性に根ざした質の高い授業を行うことで、児童生徒の興味・関心を高め、自ら学ぶ子どもを育てます。また早い時期から担任以外の多くの教員が関わることで、児童生徒を多面的に捉えることができ、一人一人のもっている可能性や能力を最大限に伸ばす教育を行います。

<発信型教育の推進>

確かな学力は、豊かな体験活動を通じた教育活動の上に成り立つものであり、義務教育学校における教育の重点として「ふるさと学習」、「英語教育」、「ICT・プログラミング教育」を掲げ、それぞれを相互に関連付けた発信型教育を推進します。ふるさと学習や英語教育は様々な体験的な活動を伴います。ふるさと学習を通して郷土の文化や歴史に誇りを持ち、ふるさとを語れる子どもを育てます。これからの社会で益々必要とされる、コミュニケーション能力、多様な価値観を受容し共生し、国際社会で活躍できる子どもを育みます。ICT(情報)・プログラミング教育では、児童生徒が主体的に学ぶ情報活用の実践力や、子どもたちが将来直面するであろう難しい課題を解決していくために必要とされる論理的思考力を培うことができます。多くの本に触れる読書活動や様々な体験活動で収集した情報を、正確に整理・処理するとともに、これからの社会に求められる「情報を編集し、発信する能力」を、これまで積み上げてきた学習と組み合わせて行うことで、より質の高い学力を保證することができます。また、子どもたちの体験活動や英語教育で身に付けた力を発信する手段としてのICTの活用も視野に入れながら、世界に向けて発信できる教育を行います。

ii 教育活動の連続性の確保

<異学年交流>

次代を担う子どもたちが社会で活躍していくためには、周囲の人々と望ましい人間関係を形成し、社会と関わる力の育成、すなわち社会性を育成することが重要です。しかしながら、家庭・地域における社会性育成機能が低下しているとともに、多様な人間関係の中で、関わりをもつ機会が減り、社会性が生まれにくくなっている現状があります。子どもたちの社会性を育むためには「異学年交流」が重要であり、これを義務教育学校における重点の一つに掲げます。施設一体型の校舎で生活することにより、1年生から9年生までが日常的に交流する学校行事や児童生徒会活動、給食、部活動等を行うことができます。学校行事では、運

動会や学校祭を全学年が一堂に会して行います。上学年の生徒が発表や演技を見せることにより、下学年の児童は憧れの気持ちをもつようになります。また上学年の生徒が下学年の児童をサポートすることにより、思いやりの心や自己肯定感が高まります。児童生徒会活動では、縦割り班活動等を通して全児童生徒が参加し、学校の生活をよりよいものにしていく自治的な活動を進めることで、第1ステージ～第3ステージの各段階でのリーダー性を伸長することができます。さらに異学年の児童生徒との交流に加え、広い視野や豊富な経験をもつ地域の方々との交流も積極的に取り入れます。これらの多様な交流を通して、人や社会と関わっていく力を育み、自己肯定感や自己有用感を高め、将来の目標や夢の実現に向け自信をもって取り組んでいく姿勢を育てます。

iii 教職員間の連携・協働

<支援の充実>

中学校における生徒指導上、学習指導上の諸問題は、小学校段階から潜在的な問題として関わっていることが多く、9年間の継続した丁寧な取組が、それら問題の未然防止や解消につながります。義務教育学校では施設が一体であることで、「生活のきまり」など学校生活における統一した約束を決め、9年間を貫く児童生徒指導が実施しやすくなります。共通のきまりがあることで、すべての学年の児童生徒が安心感をもって、同じ場に集い、幅広い人間関係を育むことができます。これにより、いわゆる「中1ギャップ」を軽減するとともに、教職員組織が1つであることで、児童生徒指導に関する情報を常日頃から共有し、よりきめ細かな指導を行います。また、いわゆる「インクルーシブ教育」における特別支援教育面でも安心感を高める取組を行います。上学年と下学年の特別支援学級を隣接させることで教員間の連携を密にし、9年間を通して一貫した特別支援教育を行います。これにより、子どもたちの自立と社会参加に向けた取組への充実した支援が可能となります。

iv 家庭・地域との連携・協力

<ふるさと学習の推進>

学校運営協議会を核として、家庭・地域との連携を密にし、「地域とともにある学校」を目指します。学校の教育活動を地域の方々に理解していただき、地域の教育力を学校運営に活かすとともに、地域の思いや願いを反映した特色ある教育活動を展開します。地域の方々が学校を訪れ、子どもたちの活動の支援をしていただくことや、地域の歴史や伝統文化

を伝える教育活動を計画し、参画していただける機会を設けます。地元の人財やモノをフル活用したふるさと学習を推進します。また、学校運営協議会と並んで大切な活動がPTA活動です。1年生から9年生までのすべての保護者と教職員が協働し、運動会や文化祭に参画したり、PTA主催の家庭教育学級に参加したりすることで、子どもたち同様、学年を超えた保護者交流が生まれ、子育ての悩みや喜びを共有でき、子どもたちの成長の過程を9年間支援できることとなります。

2 施設整備の基本的な考え方

笠原義務教育学校の教育理念と目指す子ども像及び小中一貫教育推進の視点に基づく特色ある教育活動を踏まえ、施設整備の基本目標を以下のとおり設定します。

(1) 整備の基本目標

《基本目標》

- 「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり
- 児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設
- 安全・安心に配慮した校舎整備
- 維持管理しやすい校舎整備
- 地域との連携及び防災拠点としての防災機能の整備
- 学校施設の多機能化と他の公共施設との連携

「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり

- ・各学びのステージ毎の学年区分がまとまった明快な配置計画とします。指導形態や授業時間の違いによる影響を可能な限り感じない校舎を整備します。
- ・共用空間を中心に、各学年区分のゾーンをつなぐ交流空間を整備します。
- ・1年生～9年生の児童生徒が校舎内を自由に移動しながら他学年の児童生徒や学習内容に触れ合う機会を持つことで9年間の学校生活を自然と意識できる整備とします。
- ・動線に沿って児童生徒の交流の拠点を整備します。
- ・児童生徒が多様な発表会や学年集会が行え、また、地域の方々が児童生徒、教職員と共に活用できるホール空間の整備を検討します。
- ・図書室とメディア室を融合させた多様な調べ学習が可能な空間を整備します。特別教室前に設ける児童生徒の作品展示や標本等の学習教材が展示できるコーナー、地域の歴史を展示できるコーナーなど多様な学習環境や交流拠点を設け、自然で豊かな学習、交流が行える教育環境を整備します。
- ・屋外の交流拠点となる広場や庭など大小の交流拠点を適切に整備し、学年ごとの交流、地域の方々との交流、教職員同士の交流等が自然に行え、豊かな教育拠点となる学校施設を整備します。
- ・誰もが安心して心おきなく過ごすことのできる「地域とともにある学校」として、地域社会に大きく貢献する施設整備を行います。

児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

- ・児童生徒にとって、学校は最も多くの時間を過ごす場所であり、子どもの心

身の発達に大きな影響を与えます。教育空間に多用な自然素材を活用し、触覚、におい、視覚特性から、子どもたちが豊かに成長できる教育空間づくりを行います。

- ・木材は、調湿性や断熱性に優れ、リラックス効果があるなど、人にやさしい、心休まる素材です。子どもたちの学習の場であり、生活の場でもある教育空間に木材を用い、あたたかみと潤いのある学習環境づくりを行います。
- ・障害の有無にかかわらず、児童生徒が支障なく学校生活を送ることができる学校施設づくりを目指し、ユニバーサルデザインを徹底した整備とします。
- ・すべての子どものための教育環境として、障害の有無によって学ぶ場所が分けられるのではなく、一人一人の子どもの能力や困りごとに配慮するインクルーシブ教育に適した施設整備を行います

安全・安心に配慮した校舎整備

- ・多角的な視点からの安全・安心を実現する施設整備を行います。
- ・建物躯体のみならず、天井や設備機器、二次部材、家具等についても、万全の対策を徹底した整備を行います。
- ・防犯に配慮した空間構成、施設整備を行います。
- ・敷地内通路においては、歩行者とバス・自動車等の動線を分離したアプローチ計画により安全を確保します。

維持管理しやすい校舎整備

- ・建物のライフサイクルコスト縮減に配慮し、維持管理費用の削減や長寿命化を図ります。
- ・構造躯体は、十分な構造強度と耐久性を確保し、内装、設備等が将来の学習形態の多様化に容易に対応できる長寿命の校舎づくりを行います。

地域との連携及び防災拠点としての防災機能の整備

- ・防災拠点となる学校施設として「安全性の確保」「地域の拠点としての機能確保」が図れる施設や設備を整備します。
- ・学校、家庭、地域が連携しやすく絆が深めやすい空間を備えた地域に愛される施設を整備します。

学校施設の多機能化と他の公共施設との連携

- ・学校施設の多機能化を図り、より質の高い教育環境と地域のニーズに合った地域コミュニティの活動拠点となる施設を整備します。
- ・学校施設とその近辺にある他の公共施設（公民館等）との間で、施設の利用

において相互に機能的に連携を図ることができるよう、施設を整備します。

(2) 施設整備計画

施設整備計画について基本となる考え方を以下のようにまとめます。

i 屋内施設

ア 学習関係諸室

①普通教室

- ・各学年区分を設置する棟や階で分ける等、まとまった明快な配置計画とします。
- ・各学年区分に特色あるオープンスペースを配置し、図書コーナー、教材コーナーを用意するなど、多様な授業、学習形態が行える空間とします。
- ・ICT コーナーや習熟度別学習室を設ける等、それぞれの段階に応じた学習環境を検討、計画します。

②多目的室

- ・習熟度別学習等、普通教室と連携した活用が可能な配置とします。
- ・普通教室に転用可能な仕様とします。

③特別支援教室

- ・他の学級との交流や共同学習等、互いに自然な交流が持てる位置関係、配置とします。
- ・保健室、職員室との位置関係に配慮します。
- ・シャワーや流し等必要な設備を整備します。

④理科室

- ・準備室を整備します。
- ・学習内容や安全面に配慮した設備を整備します。
- ・観察や屋外作業等、多様な学習形態に利用できる設計とします。
- ・標本や自由研究等が展示できるコーナーの設置を検討します。

⑤音楽室

- ・準備室、必要な楽器庫等を整備します。
- ・他の教室への音の影響に対し、適切な防音対策を行います。
- ・室の形状・内装材については、音響に配慮します。

⑥図工室・美術室・技術室

- ・準備室を整備します。
- ・児童生徒の作品などが展示できるコーナーの設置を検討します。

⑦調理実習室

- ・調理実習だけでなく、被服製作を想定した仕様とし、準備室を整備

します。

⑧図書室

- ・多様な調べ学習が可能な空間として全学年が活用できる施設とします。
- ・全学年が活用しやすい位置に配置します。学年間の交流の拠点としても位置付けます。

イ 共通・共用空間

①交流空間・ホール

- ・校舎内の交流の拠点として、ホール等の整備を検討します。
- ・児童生徒の発表の場や学年集会等活動の場となるよう整備します。
- ・地域住民等との交流の場となる空間を整備します。

②トイレ・手洗い

- ・学年ごとのまとまりに対応させ、バランスよく配置します。
- ・児童生徒数に応じ十分な便器数、手洗い水栓の数を整備します。
- ・トイレは洋式便器とします。
- ・トイレの床はドライ仕様とし、臭いを防ぎ清掃が容易な設備とします。
- ・清潔で明るいトイレを整備します。
- ・多目的トイレを各階に1箇所以上設けます。

③廊下・階段・エレベータ

- ・日常や避難時に通行しやすい幅を確保します。
- ・車いすでの通行に配慮し、可能な限り段差を排除します。
- ・主に利用する学年に合わせ、それぞれの基準に則った段寸法とします。
- ・校舎全体のバリアフリー化を図るため、エレベータを整備します。

ウ 管理関係諸室

①教職員諸室（校長室、職員室、印刷室等）

- ・教職員それぞれの情報交換や連携指導が行いやすい配置とします。
- ・校長室は、職員室の近くに配置します。
- ・職員室は、校庭、昇降口等への見通しが良い配置とします。
- ・緊急時に、校庭にすぐ出ることが可能な配置とします。

②保健室

- ・保健室前まで緊急車両の乗り入れが可能な配置とします。
- ・校庭への見通しが良く、校庭へすぐに出ることが可能な配置とします。
- ・シャワーや汚物流し、トイレ、流し等を整備します。

③相談室

- ・保健室と隣接する配置となるよう検討します。
- ・相談内容が外に漏れないよう防音に配慮します。
- ・内部に人がいる状況が外から分かりにくいように配慮します。

エ 屋内運動場

- ・災害時には避難場所として活用できる施設とします。

ii 屋外施設

ア 屋外動線計画

- ・児童生徒の安全面を重視し、歩車分離を徹底した動線とします。

イ 校庭

- ・校庭には、200mトラック、100m直線コース、サッカーコート、野球場、テニスコート等のスペースを確保します。
- ・水はけが良く、近隣への影響にも十分配慮した整備を行います。

ウ プール

- ・プールは、25mプールを確保します。
- ・低学年用プールの設置を検討します。
- ・準備運動が十分に行えるスペースを確保します。また、日影となる休憩スペースを確保します。
- ・目隠しを設置するなど外部からの視線に考慮します。
- ・プールサイドは、熱対策、裸足で活用する利用者が擦り傷等の怪我を起こさないような仕上げとします。

エ 駐車場

- ・駐車場は、教職員、来校者用に●台程度確保します。歩行者の安全性に配慮した配置とします。
- ・身障者用駐車スペースを来客玄関近くに配置します。
- ・自家用車の送迎を考慮した配置とします。

iii 設備関係

- ・照明はエコや更新性に配慮し、原則、LEDを整備します。
- ・教室や特別教室には、スライド可能な黒板等を設置します。
- ・防犯や地域開放の目的で、校地、校舎周辺に夜間照明を設置します。
- ・児童生徒が利用する教室等には、有線・無線の双方に対応できる教育

- 用の LAN 設備を整備します。
- ・各教室に内線電話を設置します。
- ・児童生徒が利用する手洗いの高さは、流動的な教室配置となる場合を考慮し全学年が使い易い高さで整備します。
- ・各教室には、原則、空調機器を設置します。
- ・ホールや第二屋内運動場等、災害時の避難場所となる場所は、空調機器を設置します。
- ・不審者等の防犯対策として、職員室、保健室、事務室は、グラウンドや昇降口、出入口等への見守りが可能な配置とします。
- ・目視による安全確認を基本とするため、出来る限り死角を作らない平面計画とし、死角になる部分については監視カメラの設置を検討します。
- ・フェンスについては、視線が通り、死角を作らない仕様とします。
- ・地域開放時の管理区分（セキュリティライン）を明確に設定し、無理のない管理が行える配置とします。

iv その他

ア 学童保育施設

- ・学校と異なる管理体制に配慮します。
- ・校庭での活動がしやすい配置とします。
- ・学童保育利用者の輸送手段に支障をきたさない配置を検討します。

イ 地域開放する施設

- ・校庭、特別教室、屋内運動場、ホール等は、地域開放を検討します。
- ・学校管理エリアと無理のない管理区分（セキュリティライン）が設定できる施設とします。
- ・機械警備の切り替えが容易な施設とします。

(3) 建設スケジュール

(仮) 多治見市立笠原義務教育学校は、令和8年4月の開校を目指します。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
建設地決定							
一貫教育研究会	(11ヶ月)						
基本設計・実施設計		プロボ	設計(21)				
仮設校舎					建設(8)		解体
建設工事					契約	工事(20)	
開校							開校

(4) 建設予定地

(仮) 多治見市立笠原義務教育学校の建設地は、「現笠原小学校敷地」とします。

	現笠原小学校敷地
所 在	笠原町 3387 - 9
面 積	46,222 m ²
用途地域	第1種中高層住居専用

(5) 学校規模

開校を予定している令和8年度における児童生徒数の推計は下表のとおりで、児童生徒数 約 493 人、クラス数 22 クラス（特別支援学級含む）と推計されます。

学童保育入所児童数については、下表のとおり 2割ほどの増加と推測されます。

i 笠原小学校児童数及び笠原中学校生徒数の現況

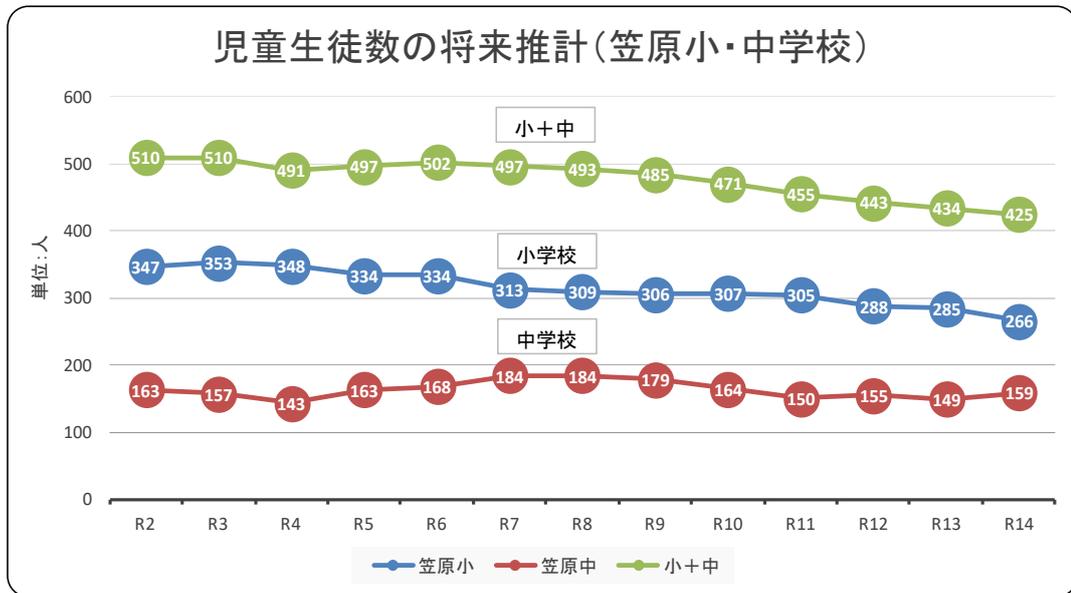
令和3年度見込み（令和3年3月時点）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計	
笠原小学校	児童数	54	60	61	60	62	47	9	353	人
	クラス数	2	2	2	2	2	2	2	14	クラス
笠原中学校	児童数	51	40	59	-	-	-	7	157	人
	クラス数	2	2	2	-	-	-	2	8	クラス

ii 笠原小中学校児童生徒数の将来推計（令和2年5月時点）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
笠原小 児童数	347	353	348	334	334	313	309	306	307	305	288	285	266
クラス数	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
笠原中 生徒数	163	157	143	163	168	184	184	179	164	150	155	149	159
クラス数	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	8
合計 人数	510	510	491	497	502	497	493	485	471	455	443	434	425
クラス	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	22

※クラス数は特別支援学級含む



iii 学童保育入所児童数の推移予測（令和3年3月9日時点）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
児童数 (人)	47	48	52	53	57	55	57	57	56

※夏期休業中は、上記の人数から20人程度の増加を見込む。

(6) 施設の構成

下表は、必要な室数及び規模の目安です。

区分	教室・スペース	部屋数 (室)	規模 (㎡/室)	備考
普通教室	普通教室	18	64	
特別支援教室	特別支援教室	4	64	
少人数教室	少人数教室	2	32	

区分	教室・スペース	部屋数 (室)	規模 (㎡/室)	備考
特別教室	理科室	2	96	
	理科準備室	2	64	
	音楽室	2	96	
	音楽準備室	2	32	
	技術室	1	96	
	技術準備室	1	32	
	図工室	1	96	
	図工準備室	1	32	
	被服室	1	96	
	被服準備室	1	32	
	調理実習室	1	96	
	図書室(初等・中高)	2	128	
	美術室	1	96	
	美術準備室	1	64	
管理関係諸室	英語室	1	64	
	児童生徒会室	1	64	
	校長室	1	32	
	職員室	1	192	
	保健室	1	96	
	会議室	1	96	
	放送室	1	32	
	相談室	2	64	
	印刷室	1	32	
	教材室	2	64	
	給湯室	1	16	
	更衣室	2	64	
	配膳室	1	64	
	倉庫	2	64	
屋内運動施設	屋内運動場	1	1000	
	剣道場	1	160	
屋外運動施設	屋外運動場	1	—	
	プール(初等・中高)	2	—	
学童	学童保育室	2	64	

3 資料編

(1) 多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会議事録

別紙1 参照

(2) 多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会中間報告書

別紙2 参照

(3) 関係者アンケート結果

別紙3 参照